|||| 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future! いるいろって、未来。

川崎市

平成30年8月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、**鷺沼四丁目マンション計画に係る事後調査報告書** (供用時)の写しの縦覧を次のとおり行います。

(供用時)の写しの縦覧を次のとおり行います。		
指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区南平台町5番6号 東京急行電鉄株式会社 取締役社長 髙橋 和夫
	指定開発行為の名称	鷺沼四丁目マンション計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区鷺沼四丁目11番1外
	指定開発行為の目的	集合住宅の建設
	指定開発行為の内容	・延べ面積:約54,968 ㎡ ・計画人口:1,465人 ・計画戸数:473戸 ・建物高さ:約14.99m(2棟)、約19.99m(1棟)
	事後調査の項目等	緑(緑の質)
	環境影響評価の手続経過	平成20年2月15日 条例環境影響評価準備書公告 平成20年7月10日 条例見解書公告 平成21年2月 6日 条例環境影響評価審查書公告 平成21年4月17日 条例環境影響評価書公告 平成24年11月29日 事後調査報告書(工事中)公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成30年8月30日(木)から平成30年9月28日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝休日は除く)。ただし、宮前区役所では、第2・第4土 曜日の午前8時30分~午後0時30分も縦覧を行います。 時間:午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	宮前区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。 意見書の提出期間:平成30年8月30日(木)から平成30年9月28日(金)まで(郵送の場合は、9月28日消印有効)意見書の提出方法:下記提出先まで郵送又は持参により御提出をお願いします。また、本市ホームページからも御提出いただけます。https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3050提出先:環境局環境評価室(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地)意見書の用紙:各縦覧場所に用意してあります。なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号:044(200)2156